

耐震診断・改修・ブロック塀等撤去費補助制度

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅または危険ブロック塀の耐震対策を対象に各種補助制度を設けています。住宅の耐震化・減災化のため、ご活用ください。

▼無料耐震診断

住宅の耐震改修をお考えの方は、まずは町の無料耐震診断をお申し込みください。専門の診断員が住宅にお邪魔して一時間程度の診断を行い、後日、結果報告書をお渡しするとともに耐震改修を行った場合の概算工費や一般的な補強のアドバイスを行います。

▼除却費補助制度

耐震診断の結果「倒壊又は大破壊の危険あり」もしくは「やや危険」と判定された住宅の、除却工費を補助する制度です。補助限度額は一棟あたり20万円です。

▼段階的耐震改修費補助制度

二段階に分けて耐震工事を行う方に、二度に分けて工事費用を補助する制度です。一段階目で「全壊を防ぐ」工事を行い、二段階目で「一応安全」基準にする工事が対象です。通常の耐震改修工事より、一度に係る費用負担を抑えることができます。補助限度額は、一段階目60万円、二段階目30万円です。

▼耐震シェルター整備費補助制度

建物全体を補強するのではなく、一部分の安全を確保する整備費について補助を行うものです。補助限度額は30万円です。

▼ブロック塀等撤去費補助制度

道路や公共施設に面したブロック塀等をすべて撤去する工費を補助する制度です。対象となるブロック塀等は、コンクリートブロック・レンガ・大谷石等の組積造の塀で、道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のものです。補助限度額は10万円です。

▼代理受領制度について

補助金の申請者が、工業者に補助金の受領を委任することで、事業者が町からの補助金を直接受け取ることができる制度です。申請者は、工事費用から補助金額を除いた分の費用のみを用意すればよいことになるため、当初の費用負担を軽減することができます。詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせいただくか町ホームページをご確認ください。

※今年度の耐震改修費補助制度は、申込数上限に達したため、受付を終了いたしました。

▼申込・問合せ

まちづくり推進グループ ☎28・0944

9月1日から9月10日は「屋外広告物適正化旬間」

屋外広告物法及び愛知県屋外広告物条例では、看板やはり紙等の屋外広告物について、設置や管理・点検のルールを設けています。事前に町に相談し、必要に応じて設置の許可を受けてください。



看板のオーナーはこの機会に日常点検を行い、必要に応じて専門業者に点検・補修を依頼し、看板の安全を確保してください。役場窓口で安全点検のリーフレットを配布していますので、点検の参考としてください。

▼問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28・0944

救急医療情報キットを「ご存じですか?」9月9日は救急の日

救急医療情報キットとは、ご自身の「緊急連絡先」「治療中の病気のこと」「服用している薬のこと」などを記入した用紙を救急隊が見つけやすいように、冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備える物です。すでに

お持ちの方は情報の更新をお願いいたします。お持ちでない方は9月より役場、地域包括支援センター、その他町内の一部医療機関や薬局などでキットを作成するためのチラシを設置しております。この機会にご自身の命を守る一手として持ち帰り、記入し「救急医療情報キット」を備えておきましょう。

▼問合せ

地域包括支援センターあおぞら ☎28・0932

アルコール等専門相談

▼内容 アルコール問題にお悩みの方やご家族を対象に、精神科医師や酒害相談員による個別相談を開催します。お気軽にご相談ください。

※9月1日(金)から予約開始します。

事前に保健所にお電話にてご予約の上お越しください。

▼とき 10月2日(月)午後2時〜午後4時

▼ところ 愛知県清須保健所(清須市春日老人福祉センター3階)

▼対象 稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町にお住まいでアルコールに関する相談を希望するご本人及びご家族等

▼費用 無料

▼申込・問合せ 清須保健所 健康支援課 ☎052・401・2100(代表)